		イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成 10 年度の特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）
		E_{10} ＝ 0.0030
		E_{11} ＝ 0.0086 E_{12} ＝ 0.0160 E_{13} ＝ 0.0108 E_{14} ＝ 0.0093 E_{15} ＝ 0.0000 E_{16} ＝ 0.0039
		E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0176 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額
		$G_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812
十一　社会福祉費	人口	算式
		$\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n)$

		イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、平成 9 年度及び平成 10 年度の特別老朽施設改築事業に係る許可額に相当する額並びに平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）
		E_9 ＝ 0.0046 E_{10} ＝ 0.0102
		E_{11} ＝ 0.0084 E_{12} ＝ 0.0160 E_{13} ＝ 0.0108 E_{14} ＝ 0.0093 E_{15} ＝ 0.0076 E_{16} ＝ 0.0040
		E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0178 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000
		$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額
		$G_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00207 イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211
十一　社会福祉費	人口	算式
		$\sum_{n=18}^{令4}(B_n \times C_n) + \sum_{n=18}^{令4}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令4}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令2}^{令4}(H_n \times I_n)$